

岩手大学経費不正使用防止計画

令和3年10月27日改正

「岩手大学における経費の不正使用防止に関する基本方針」に基づく不正使用防止の具体的取組内容として、不正使用防止計画を下記の通り定める。

1. 責任体系の明確化

不正発生要因	具体的取組内容
責任の範囲や権限などに対する認識が低下すること。	・経費不正使用防止計画推進室(以下「推進室」)は、岩手大学における経費の不正使用防止に関する取組をホームページ等に掲載し、常に運営・管理責任体系を確認・認識できる体制をとる。
職務分掌と業務分担が乖離すること。	・推進室は、マニュアルやハンドブックを作成、配布し、教職員に周知する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	具体的取組内容
教職員等の規範意識が低下すること。	・経費不正使用防止推進責任者は、教職員には採用時と3年毎に、学生には3年次以上の学生と大学院生を中心に経費の運営・管理及び不正使用防止に関する経費不正使用防止教育を実施する。 ・教職員は、経費不正使用防止教育を踏まえて規範の遵守と経費不正を行わない旨の誓約書を提出する。
経費の使用ルールと運用実態が乖離すること。	・推進室は、経費の交付機関が定める使用ルールと学内の会計関係規則等のルールやその運用に乖離が生じないよう、状況について把握するとともに、適切な周知・指導を行う。また、特に留意すべき事項については、データベース化し、教職員等への情報共有を行う。 ・推進室において、相談窓口寄せられた頻度の高い質問に関する会計関係規則等のルール、事務処理方法、学内の問い合わせ先、FAQ等の情報を取りまとめ、教職員等に提供する。

3. 不正使用防止計画の策定・実施

不正発生要因	具体的取組内容
不正使用防止への取組に対する認識が低下すること。	・推進室は、監査室による内部監査の実施結果や相談窓口での日常業務で認識された不正発生要因の検証を行い、改善策を策定する。 ・推進室は、文部科学省・他の研究機関等からの情報提供や対応等を参考にしつつ、不正使用防止計画の見直しを行う。

4. 経費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的取組内容
出張の事実確認が不足すること。	・事務担当者は、旅行計画書提出の際に、用務内容、日時、出張先、相手方等を示す資料を添付させ、確認する。更に旅行報告書により出張の事実を確認する。 また、事務担当者は、モニタリングによる事実確認を行う。
謝金の事実確認が不足すること。	・作業補助のアルバイトについては、出勤表に勤務時間等を自筆で記入させ、研究者が勤務実態を管理する。更に、同出勤表に研究者の確認署名があることを、事務担当者が確認した上で、謝金を支出する。 また、事務担当者は、必要に応じて勤務場所等における業務実態の確認や従事者との面談等により、勤務の事実確認を行う。

非常勤職員等の事実確認が不足すること。	・非常勤雇用者の採用後は、監督する研究者が勤務実態を常に把握するとともに、必要に応じて、事務担当者が勤務場所に赴き、勤務の事実確認を行う。 雇用単価を算定する際は、事務担当者による証明書類の確認を徹底する。
検収に対する意識が低下すること。	・TA・RAについては、内部監査において、他の経費の謝金と勤務日時が重複していないかどうか確認する。
特殊な役務契約に対する検収が不十分であること。	・納品検収センターでの検収体制について、必要に応じて見直しを行い徹底を図る。 ・本学における納品検収体制について、ホームページに掲載し取引業者等に対して周知する。
業者との適正な関係の維持ができなくなること。	・データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検などの特殊な役務契約について、検収・チェック体制を整備する。 ・取引停止等の措置について、ホームページ上で公表することにより、教職員等及び納入業者に周知徹底を図る。 ・一定の取引実績を有する納入業者に対し、誓約書の提出を求め、納入業者についても不正使用防止について理解と協力を求める。

5 . 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	具体的取組内容
不正使用に係る情報が確実に責任者等へ伝わらず、不正使用に対する理解が不足すること。	・文部科学省からの通知、内部監査の結果等、必要な情報は適切な方法で学内への伝達、周知を行う。 ・不正使用防止の取組が理解され、必要な協力が得られるようホームページ等での情報発信を行う。

6 . モニタリング・内部監査

不正発生要因	具体的取組内容
制度の変更や形骸化により、不正使用防止計画や管理・監査体制が適切なものでなくなること。	・推進室と監査室とが連携したモニタリングの方法を策定し、計画的に実施する。 ・推進室は、定期的に監査や業務の体制及び問題点の把握に努め、必要に応じて不正使用防止計画を見直す。 ・監査室は、内部監査業務を計画的に実施する。 ・監査室は、年に2回開催される四者協議会(大学当局、監事、監査法人、監査室)の場で、内部監査の結果を示し、監査を効果的に行うための情報交換を行う。